

下水道

下 水 道

本市は、東に美しい山並みを有し、西は雄大な日本海に面し、清らかな九頭竜川、日野川、足羽川の三大河川を有するみどり豊かな自然環境に恵まれた都市である。

昭和20年、市街地の大部分が戦災を受け、戦災復興特別都市計画の実施が決定するや、長年の懸案であった公共下水道を実施に移そうと、昭和23年、旧市街地666haの全域を対象に画期的な本事業に着手した。

昭和34年、境下水処理場で下水簡易処理を開始し、その後も市街地の拡大に伴い、計画区域を順次拡大しながら整備が進められた。昭和56年には日野川浄化センターの第1期工事に着手、また、昭和62年より九頭竜川流域関連公共下水道も一部区域で供用開始した。

平成4年には越前海岸の水質保全と海洋資源保護を目的に、鷹巣・国見処理区特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成10年から供用開始している。

平成24年度には「福井市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽の3つの整備方式により、汚水処理人口普及率100%を目指している。

さらに、平成16年の福井豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けた経験をもとに、特に浸水頻度の高い地区について、平成16年度から5ヵ年計画で整備してきた雨水貯留管等が平成21年度に完成した。施設概要は、雨水貯留施設11ヵ所、総貯留量約22,000m³である。

また、大雨によって浸水が予想される区域や避難場所などの情報提供として、平成19年度に浸水ハザードマップを作成した。

1 下水道の計画規模

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道
協 議 完 了 年 月 日	平成30年11月14日 平成31年3月26日	平成30年4月23日	平成30年11月14日
予 定 処 理 区 域 面 積	5,130ha	679ha	246ha
計 画 人 口	208,270人	16,770人	6,480人
主 要 な 管 渠 の 長 延	汚水 97,160m 雨水 53,710m 合流 40,640m	汚水 17,900m 雨水 4,510m	汚水 16,910m 雨水
ポ ン プ 場	20カ所	1カ所	1カ所
処 理 場	3カ所		3カ所
排 除 方 式	分流式及び合流式	分流式	分流式
処 理 方 式	標準活性汚泥法及び オキシデーションディッチ法		オキシデーションディッチ法
事 業 費	246,021,662千円	28,033,591千円	16,484,948千円

2 事業進捗状況

(平成31年4月1日現在)

区分	単独公共下水道		流域関連公共下水道		特定環境保全公共下水道	
	計画	現在	計画	現在	計画	現在
工期	昭和23年～令和2年度末まで	平成30年度末	昭和58年～令和2年度末まで	平成30年度末	平成4年～令和6年度末まで	平成30年度末
事業費	246,021,662千円	205,063,145千円	28,033,591千円	18,412,803千円	16,484,948千円	9,714,911千円
処理面積	5,130 ha	4,285.6 ha	679 ha	537.5 ha	246 ha	233.6 ha
処理人口	208,270 人	203,239 人	16,770 人	18,766 人	6,480 人	7,146 人
ポンプ場	20カ所	17カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
処理場	3カ所	3カ所			3カ所	4カ所
普及率	87.1%					

3 事業費と財源

区分	単独公共下水道			流域関連公共下水道			特定環境保全公共下水道			
	計画	平成30年度未実施状況		計画	平成30年度未実施状況		計画	平成30年度未実施状況		
事業費	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	
	246,021,662	100.0	205,063,145	28,033,591	100.0	18,412,803	16,484,948	100.0	9,714,911	
財源	起債	132,958,586	54.1	106,792,220	16,836,794	60.1	10,382,907	8,088,190	49.1	4,658,200
	国補助金	80,161,487	32.6	67,053,649	6,419,312	22.9	4,939,768	6,172,475	37.4	3,491,354
	負担金	8,697,854	3.5	7,923,485	1,231,869	4.4	838,169	573,832	3.5	278,046
源	一般財源	24,203,735	9.8	23,293,791	3,545,616	12.6	2,251,959	1,650,451	10.0	1,287,311
	計	246,021,662		205,063,145	28,033,591		18,412,803	16,484,948		9,714,911

4 下水道受益者負担金・分担金制度

- (1) 根拠 省令昭和23年5月8日総理庁第25号 福井都市計画事業下水道受益者負担に関する件
 条例昭和45年3月30日条例第16号 福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
 条例平成5年12月24日条例第40号 福井市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例
 条例平成9年3月24日条例第2号 福井市公共下水道事業及び九頭竜川流域関連福井市公共下水道事業に係る分担金に関する条例

(2) 受益者負担金・分担金賦課の方法

下水道事業における受益者負担金及び分担金とは、公共下水道を計画的かつ早期に整備するため、下水道の整備により利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく制度で、都市計画法及び地方自治法を根拠法令として、福井市の条例に基づき賦課徴収を行っている。

受益者負担金等の額は、原則、所有又は地上権等を有する土地の面積に受益者負担金等の単価を乗じて算定している。受益者負担金等の単価は、下水道事業の計画区域ごとに下表のとおり定めている。

【受益者負担金等の単価】

計画区域	第1次	第2次	第3次	第4次 流域関連	特環	第4次	第4次
負担区域 (決定年次)	第1次 (S23年度)	第2次 (S37年度)	第3次 (S44年度)	第4次 (S58年度)	特環 (H5年度)	第5次 (H9年度)	第6次 (H26年度)
単価	48 円/m ²	106 円/m ²	190 円/m ²	350 円/m ²	410 円/m ²	530 円/m ²	460 円/m ²

なお、合併した平成 18 年 2 月の時点では、公共下水道事業が美山地区では整備中であり、清水地区では整備が完了していたことから、既存の事業計画区域の分担金については旧町における賦課方法を適用することとし、美山地区にあっては、建設費のうち補助事業分の 6% に単独事業分の 30% を加えた額（但し、単独事業費分は 20 万円を限度とする。）であり、清水地区では、1 敷地当たり 30 万円となっている。

（3）納付の方法等

受益者負担金等の納付方法は、当初、5 年分割の年 1 回納付としていたが、昭和 33 年から、下水道が完成する約 1 カ月前に、下水道を整備する区域毎に賦課徴収する方法に改めている。さらに、昭和 58 年度に福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正を行った際に、3 年間、年 2 回、計 6 回の分割納付を認めることとし、平成 3 年度からは、納付期間はそのままに、年 4 回、計 12 回の分割納付に改め、平成 12 年度には、工事完了後に賦課徴収することとしている。更に、第 6 次負担区域及び平成 26 年 9 月 1 日以降に「受益者申告書」を送付するものについては、5 年間、年 4 回、計 20 回に分割して取扱うこととしている。

なお、美山地区及び清水地区における分担金の納付方法は、分担金の額の算定と同様に旧町における納付方法を踏襲し、一括払いとしている。

受益者負担金及び分担金は、公共下水道の整備を推進するうえで、欠くことのできない制度である。そのため、下水道工事の説明会や、各受益者に対する資料配布などを通して、当該制度に対する理解と協力をお願いしている。

5 下水道使用料

（平成 31 年 1 月 1 日改正）

用途	基本使用料 (1 月につき)	従量使用料	
		汚水量	金額 (1 m ³ につき)
一般汚水	1,155 円	10 m ³ までの分	12.1 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	134.2 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	151.8 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	177.1 円
		50 m ³ を超え 200 m ³ までの分	228.8 円
		200 m ³ を超え 500 m ³ までの分	244.2 円
		500 m ³ を超える分	253 円
公衆浴場汚水	4,554 円	100 m ³ までの分	0 円
		100 m ³ を超える分	50.6 円

上記使用料には、消費税相当額（10%）が加算されている。

6 水洗化の普及促進

下水道法及び福井市公共下水道条例では、下水道が供用開始された区域において、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に、又、し尿浄化槽付便所、浴室、台所、洗面所等からの汚水は、6ヵ月以内に下水道に接続することが義務付けられている。そこで本市においては、下水道に接続する排水設備工事に必要な資金を無利子で貸付けする制度（排水設備工事資金貸付金）を設け、水洗化の普及促進に努めている。

<排水設備工事資金貸付金の内容>

（1）貸付対象工事

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う排水設備工事

単独浄化槽の廃止に伴う排水設備工事

公共下水道処理区域における合併処理浄化槽の廃止に伴う排水設備工事

（2）貸付金額 当該工事に要した費用の範囲内で、100万円（1万円単位）を限度

（3）貸付利子 無利子

（4）償還方法 貸付けした月の翌月から月2万円の均等返済

普及状況

年 度	事 業 対 象 件 数	左の内貸付制度利用数	貸 付 金 額（円）
26	744	5	3,770,000
27	325	4	1,370,000
28	406	2	2,000,000
29	279	1	550,000
30	294	3	1,540,000

7 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽は、し尿のみならず、台所や浴室、洗濯の排水を併せて処理し、短期間でかつ比較的少ない費用で設置できるという特徴を有している施設である。また、放流水の水質も良いことから、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に有効な手段であり、福井市においても平成2年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度（浄化槽設置整備事業補助金）を設けた。平成15年度には、「福井市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、当該基本構想において合併処理浄化槽区域に位置付けられた区域における合併処理浄化槽の設置に要する費用に対し、従来の4割補助から9割補助（住宅以外については7割補助）に補助率を改正した。さらに、平成20年度には川西・大安寺地区、平成21年度には高須町を合併処理浄化槽区域に加え、更なる普及促進に努めている。

また、平成16年度には維持管理補助金制度を新設し、維持管理に係る経費の一部を補助することによって、適正な維持管理の促進に努めるとともに、公共下水道区域の住民との格差是正を図っている。

さらに、合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助対象経費以外の必要な資金を無利子で貸付けする制度（排水設備工事資金貸付）を設け、普及促進を図っている。

普及状況

年 度	合併処理浄化槽区域内設置世帯数	合併処理浄化槽区域内人口普及率
28	3,004	88.3%
29	2,998	88.8%
30	3,022	89.1%

8 ポンプ場

区 分				ポンプ場（施設数）				雨水ポンプ（台数）				汚水ポンプ（台数）				
				認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	
単 独 公 共 下 水	境 処 理 区	合 流	雨水汚水	5		5		14		14		18		18		
			雨水	2	2	2	2	4	3	4	3					
	日 野 川 処 理 区	合 流	雨水汚水	3		3		9		8		9		9		
			雨水	1		1		2		2						
		分 流	汚水	2	28	2	28					7	56	6	56	
			雨水	7	2	4	2	20	4	7	4					
	東 部 清 水	分 流	汚水		23		23					46		46		
	小計				20	55	17	55	49	7	35	7	34	102	33	102
	流 域 関 連	第 1 福 井	分 流	汚水	1	11	1	11					3	22	2	22
		第 2 福 井	分 流	汚水		1		1					2		2	
第 3 福 井		分 流	汚水		5		5					10		10		
特 環 公 共	国 見 鷹 巣	分 流	汚水	1	41	1	41					3	82	2	82	
	西 部 清 水	分 流	汚水		21		21					0	43	0	43	
	美 山	分 流	汚水		20		20					40		40		
小計				2	99	2	99					6	199	4	199	
計				22	154	19	154	49	7	35	7	40	301	37	301	

9 終末処理場

本市の下水処理場は、市街中心部より約4km、市街地周辺部より約1kmの市街地西北部の境町に昭和30年度より着工された。昭和32年12月には、まずくみ取りし尿の処理を開始し、昭和34年4月には一部区域の簡易処理を開始した。処理区域の増加とともに施設の増設を行い、処理能力92,800m³/日で中級処理と高級処理の併用運転を行っていたが、現在は処理能力23,800m³/日の高級処理のみの運転を行っている。

また昭和56年度からは日野川浄化センターの建設に着手し、昭和60年10月8日より処理能力22,000m³/日で一部供用開始、翌年3月31日には処理能力44,000m³/日の施設が完成し、現在は128,800m³/日の処理能力である。(各処理場の処理能力は、晴天時日最大処理能力。)

さらに、鷹巣浄化センターは平成6年度より着工し、平成10年4月1日より一部供用を開始、平成12年度には施設が完成し、現在は2,300m³/日の処理能力である。平成18年2月1日の市町村合併に伴い羽生浄化センター、美山浄化センター、清水東部環境センター、清水西部環境センターが市の下水道事業に加わった。

(1) 境浄化センター

施設概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	着工	昭和30年4月1日
全体計画人口	47,240人	処理開始	昭和34年4月1日
計画処理能力	23,800m ³ /日	処理方法	標準活性汚泥法

(2) 日野川浄化センター

施設概要

所在地	福井市黒丸町第3号1番地	着工	昭和56年7月
全体計画人口	157,600人	処理開始	昭和60年10月8日
計画処理能力	128,800m ³ /日	処理方法	標準活性汚泥法

(3) 清水東部環境センター

施設概要

所在地	福井市竹生町第112号38番地	着工	昭和46年度
全体計画人口	4,600人	処理開始	昭和48年8月20日
計画処理能力	3,100m ³ /日	処理方法	オキシデーシオンディッチ法

(4) 鷹巣浄化センター

施設概要

所在地	福井市蓑町21字1番	着工	平成6年6月
全体計画人口	2,390人	処理開始	平成10年4月1日
計画処理能力	2,300m ³ /日	処理方法	オキシデーシオンディッチ法

(5) 清水西部環境センター

施設概要

所在地	福井市大森町第77号33番地1	着工	平成4年度
全体計画人口	3,820人	処理開始	平成6年3月31日
計画処理能力	1,970m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(6) 羽生浄化センター

施設概要

所在地	福井市薬師町第37号42番地1	着工	平成12年7月
全体計画人口	850人	処理開始	平成14年4月1日
計画処理能力	500m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(7) 美山浄化センター

施設概要

所在地	福井市小宇坂町第16号16番地1	着工	平成17年7月
全体計画人口	520人	処理開始	平成20年5月1日
計画処理能力	400m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

10 し尿投入所

(1) 施設の概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	処理能力	170kl/日（し尿：45kl/日、浄化槽 汚泥：120kl/日、その他：5kl/日）
着工	平成4年9月（更新）	敷地面積	2,543m ²
竣工	平成6年2月		

(2) 主な設備

- 受入設備……トラックスケール、受入槽、揚砂装置
- 前処理設備……破碎機、細目スクリーン、スクリュープレス
- 貯留設備……貯留槽、投入ポンプ
- 脱臭設備……高濃度：薬品による湿式脱臭＋活性炭吸着
低濃度：活性炭吸着（収集車排ガス吸引装置付き）

(3) し尿処理状況

し尿処理

（平成31年3月31日現在）

区分	世帯数	人口	人口比率 （%）
公共下水道	87,417	218,491	83.04
浄化槽水洗	15,485	43,176	16.41
くみとり	509	1,387	0.53
自家処理	21	55	0.02
計	103,432	263,109	100.00

し尿等の収集量

(キロリットル)

年度	収 集 量			
	し 尿	浄 化 槽 汚 泥	そ の 他	計
28	2,497	34,171	1,027	37,695
29	2,169	31,511	912	34,592
30	1,979	31,905	850	34,734

(4) 収集運搬許可業者

(平成31年3月31日現在)

業者数	従業員数	許可車両	
		台数	総積載量
3社	54人	22台	94.36 t

(5) し尿収集運搬料金

180ℓ毎に176円

(6) し尿処理手数料

し尿処理手数料として、投入量180ℓ毎に搬入業者より徴収する。

180ℓ毎に27.5円

11 下水道記念室

下水道管は地下に埋設されるものであり、いったん埋設されてしまうと多額の費用を費やした工事でも、その後は一切人の目に触れることがない。下水道に対する理解と普及促進のため、昭和28年、当時の福井市長熊谷太郎氏が、埋設後の下水道管を見せるために整備したものが下水道記念室である。

かつて高松宮殿下もご覧になられたことのある下水道記念室は、福井市西呉服町（現在の春山2丁目）にあり、地下鉄の入口のような階段を降りると、広さ100平方メートルの地下室には、1,370ミリメートルと1,500ミリメートルの幹線が、1,800ミリメートルの幹線につながる接合点が目で見えるようになっている。

また、下水道に関する資料や水道管、ガス管も同時に見ることができるようになっている。

通常は、安全のために施錠してあるが、下水道部に連絡すれば見学が可能である。